官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣 一
〔官庁報告〕
法務 四
公証人任免（法務省） 四
労働 五
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中部運輸局最低賃金公示二） 六
〔公告〕
諸事項
官庁
特定保険募集人の所在の確知等関係 六
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係 六
会社その他
〔その他告示〕
○雇用保険法施行規則第四条第一項第二号により雇用保険法を適用しない者を定める件（厚生労働一九二） 七
○保安林の指定をする件（農林水産五三三～五五六） 七
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがに北海道太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同五五七） 三〇
○道路に関する件（東北地方整備局七八） 三〇
○道路に関する件（関東地方整備局一六二、一六三） 三〇
○都市計画に関する件（同一六四、一六五） 三〇
○道路に関する件（北海道開発局三三～三五） 三〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔官庁報告〕

法務

公証人任免（法務省）

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中部運輸局最低賃金公示二）

〔公告〕

諸事項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

その他告示

○厚生労働省告示第百九十二号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四条第一項第二号の規定により、次に掲げるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者については、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）を適用しないことを承認したので告示する。

令和八年四月九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　千葉県競馬組合

○農林水産省告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市下大川内字内平三四六三の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字藤ヶ段六四三二の一二、字宇都山六五三六の一、字下瀧六八七五の一、字城戸口六九四四の一、字後平六九九九の三、字漆ヶ段七〇三〇の二、字内木場七二〇一の五、字梨木平七五九二の一、七五九四の二、字徳沸七八六七の一、七八七〇の三、字六郎木七九〇七の一、字黒葛迫八〇二一の二、八〇二五の五、字片野八一四四の二、八一四九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市城上町字谷ノ元七七七八、七七七八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）